硝酸態窒素、亜硝酸態窒素、塩化物イオン、有機物（全有機炭素（TOC）の量）、蒸発残留物、pH 値、臭気、味、色度及び濁度並びにカルシウム、マグネシウム等（硬度）について行う検査	9,650 円
有機物（全有機炭素（TOC）の量）について行う検査	8,210 円
銅、鉄、マンガン、亜鉛、鉛、六価クロム、カドミウム、アルミニウム、ナトリウム、セレン、ヒ素、フッ素及びホウ素について行う検査	1 項目につき 5,570 円
フェノール類、総トリハロメタン、1,4- ジオキサンについて行う検査	1 項目につき 19,580 円
残留塩素、臭気強度（TON）、遊離炭酸及びランゲリア指数について行う検査	1 項目につき 1,160 円
水銀について行う検査	5,250 円
シアン化物イオン及び塩化シアンについて行う検査	15,170 円
四塩化炭素、1,2- ジクロロエタン、1,1- ジクロロエチレン、ジクロロメタン、シス-1,2- ジクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,1,2- トリクロロエタン、トリクロロエチレン、ベンゼン、クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン、ブロモホルム、1,3- ジクロロプロペン、1,1,1- トリクロロエタン、2- メチルイソボルネオール及びジェオスミンについて行う検査	1 項目につき 9,240 円
シマジン及びチオベンカルブについて行う検査	1 項目につき 16,590 円
チウラム、陰イオン界面活性剤、クロロ酢酸、ジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸について行う検査	1 項目につき 17,330 円
臭素酸について行う検査	9,820 円
非イオン界面活性剤について行う検査	33,770 円
ホルムアルデヒドについて行う検査	20,580 円

附　則

1　この条例は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1）　第 2 条第 1 項第 114 号の改正規定、同項第 114 号の次に 2 号を加える改正規定、同項第 354 号、第 355 号、第 356 号、第 556 号、第 557 号、第 562 号、第 563 号、第 567 号及び第 662 号の改正規定、第 4 条中第 3 項を削り、第 4 項を第 3 項とし、第 5 項から第 12 項までを 1 項ずつ繰り上げる改正規定並びに附則第 2 項の規定（熊本県収入証紙条例（昭和 39 年熊本県条例第 24 号）別表第 1 手数料の項中第 109 号の改正規定及び第 109 号の次に 2 号を加える改正規定に限る。）　公布の日

（2）　第 2 条第 1 項第 87 号の改正規定　平成 16 年 6 月 1 日

（3）　第 2 条第 1 項第 623 号の 14 の次に 9 号を加える改正規定（同項第 623 号の 19 から同項第 623 号の 23 までに係る部分に限る。）及び附則第 2 項の規定（熊本県収入証紙条例別表第 1 手数料の項中第 564 号の 13 の次に 9 号を加える改正規定（第 564 号の 18 から第 564 号の 22 までに係る部分に限る。））　平成 16 年 7 月 1 日

（4）　第 2 条第 1 項第 623 号の 7 から第 623 号の 11 までの改正規定、同項第 623 号の 14 の次に 9 号を加える改正規定（同項第 623 号の 19 から同項第 623 号の 23 までに係る部分を除く。）及び附則第 2 項の規定（熊本県収入証紙条例別表第 1 手数料の項第 564 号の 7 から第 564 号 の 10 までの改正規定及び第 564 号の 13 の次に 9 号を加える改正規定（第 564 号の 18 から第 564 号の 22 までに係る部分を除く。））　平成 17 年 1 月 1 日

（5）　第 2 条第 1 項第 427 号の次に 2 号を加える改正規定中第 427 号の 3 に係る部分、同項第 428 号及び第 429 号の改正規定並びに附則第 2 項の規定（熊本県収入証紙条例別表第 1 手数料の項第 390 号の次に 2 号を加える改正規定中第 390 号の 3 に係る部分並びに第 391 号及び第 392 号の改正規定に限る。）　平成 17 年 4 月 1 日

2　熊本県収入証紙条例の一部を次のように改正する。

別表第 1 手数料の項第 109 号中「経営事項審査手数料」を「経営規模等評価等手数料」に改め、同号の次に次の 2 号を加える。

109 の 2	総合評定値の通知に係る手数料
109 の 3	経営状況分析手数料

別表第 1 手数料の項第 390 号の次に次の 2 号を加える。

390 の 2	高度管理医療機器等販売業・賃貸業許可申請手数料
390 の 3	高度管理医療機器等販売業・賃貸業許可更新申請手数料

別表第 1 手数料の項第 391 号及び第 392 号を次のように改める。

	391　薬局開設許可証、医薬品販売業許可証、医薬品の販売先等変更許可証又は高度管理医療機器等販売業・賃貸業許可証の書換え交付手数料
	392　薬局開設許可証、医薬品販売業許可証、医薬品の販売先等変更許可証又は高度管理医療機器等販売業・賃貸業許可証の再交付手数料

別表第1手数料の項第561号から第563号までを次のように改める。

	561から563まで　削除

別表第1手数料の項第564号の7から第564号の10までを次のように改める。

	564の7から564の10まで　削除

別表第1手数料の項第564号の13の次に次の9号を加える。

	564の14　使用済自動車引取業者登録申請手数料
	564の15　使用済自動車引取業者登録更新申請手数料
	564の16　使用済自動車フロン類回収業者登録申請手数料
	564の17　使用済自動車フロン類回収業者登録更新申請手数料
	564の18　使用済自動車解体業許可申請手数料
	564の19　使用済自動車解体業許可更新申請手数料
	564の20　使用済自動車破砕業許可申請手数料
	564の21　使用済自動車破砕業許可更新申請手数料
	564の22　使用済自動車破砕業の変更許可申請手数料

熊本県公債管理特別会計条例をここに公布する。

平成16年3月8日

熊本県知事　潮　谷　義　子

熊本県条例第6号

熊本県公債管理特別会計条例

（設置）

第1条　地方自治法（昭和22年法律第67号）第209条第2項の規定により、県債の管理とその経理の適正を図るため、特別会計を設置する。

（歳入及び歳出）

第2条　この会計においては、一般会計繰入金、県債管理基金繰入金及び県債収入その他の諸収入をもってその歳入とし、県債の償還金及び利子、県債管理基金積立金その他の諸支出をもってその歳出とする。

附　則

1　この条例は、平成16年4月1日から施行する。

2　熊本県県債管理基金条例（平成元年熊本県条例第47号）の一部を次のように改正する。

第4条中「熊本県一般会計歳入歳出予算」の次に「又は熊本県公債管理特別会計歳入歳出予算」を加える。

第6条に次の1号を加える。

（5）　償還期限の満了の日において元金の全部を償還することとして発行した県債の償還の財源に充てるとき。

熊本県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年3月8日

熊本県知事　潮　谷　義　子

熊本県条例第7号

熊本県税条例の一部を改正する条例

熊本県税条例（昭和29年熊本県条例第28号）の一部を次のように改正する。

第67条の2中「提示するとともに、その写しを提出しなければならない。」を「提示しなければならない。」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

上天草市の設置に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成16年3月8日

熊本県知事　潮　谷　義　子

熊本県条例第8号

上天草市の設置に伴う関係条例の整理に関する条例

（熊本県家畜保健衛生所条例の一部改正）

第1条　熊本県家畜保健衛生所条例（昭和25年熊本県条例第16号）の一部を次のように